

農場への侵入を防止するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

下記の項目について、農場の状況を自己点検し、結果を家畜保健衛生所までご報告をお願いします。

飼養衛生管理基準の項目	内容	○:実施 ×;未実施
13	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 区域専用の手袋の着用も可	
14	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 上から衛生的な衣服を着用したり、ブーツカバーを使用したりすることも可	
15	衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	
20	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 家きん舎専用の手袋の着用も可	
21	家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
24	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に、防鳥ネット(概ね網目の大きさが2cm以下)を設置し、破損箇所は修繕すること	
26	ねずみ及び害虫の駆除 殺鼠剤、殺虫剤、粘着シート等を設置すること 家きん舎の屋根や壁面に破損がある場合は修繕すること	

報告期限 : 2021年2月5日(金)

報告先

E-mail : ge37@pref.shiga.lg.jp

FAX : 本所(近江八幡) 0748-37-4821

北西部支所 0740-22-6681

提出者
